

令和5年度 第3回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 令和6年3月21日 木曜日 16:00～18:00
会 場 仙台市都市整備局会議室
出席委員 恒松 良純委員、佐々木 和之委員、佐々木 慎太郎委員、
高山 秀樹委員、山畑 信博委員
事務局 都市整備局計画部都市景観課
青葉区街並み形成課、宮城野区街並み形成課、太白区街並み形成課、
泉区街並み形成課

【議事】

1. 開 会
2. 議 事
 - <審議事項>
 - ・屋外広告物ガイドライン及び広告物表彰制度の検討について
 - <報告事項>
 - ・屋外広告物の安全点検に関する規制の見直しについて
3. 閉 会

【議事録】

1. 開 会

○司会（都市景観課 大友係長）

ただいまより令和5年度第3回景観総合審議会屋外広告物部会を開催いたします。

部会に先立ちまして、事務局より報告がございます。今回より、新たに佐々木和之委員に審議会委員への委嘱を行い、堀会長より部会委員への指名をいただいておりますので、報告をさせていただきます。

佐々木和之委員、よろしければ一言ご挨拶をいただけますようお願いいたします。

○佐々木(和)委員

ユーメディアの佐々木と申します。本日からよろしく願いいたします。

私は仙台生まれ仙台育ちで、約30年ユーメディアにいますが、その間、地域メディアの開発であるなど広告物に携わってきた経験を、今回この部会でも生かせるようにと思っています。まだまだ皆さんと同じレベルの知識があるわけではないのですが、少しアドバイスができていけばと考えておりますので、本日はよろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

次に、出席状況の報告をさせていただきます。本日は委員全員に出席をいただいております。

—配布資料確認—

2. 議 事

○司会

それでは、これより景観総合審議会屋外広告物部会の議事に入ります。

先ほども報告いたしました、委員5名中5名の出席でございますので、仙台市景観法等の施行に関する規則第35条第2項の規定により会議が成立しております。

ここからの進行につきましては、同規則第35条第1項の規定によりまして、恒松部会長に議長をお願いいたします。

○恒松部会長

それでは、議事に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の議事録署名ですが、私と委員名簿順ということで、高山委員にお願いしたいと思います。

本日の審議については原則として公開とし、特定の個人を認識し得る情報を扱う場合などに関する必要があるに応じて非公開とするということとしたいと思います。

本日は審議事項が1件、報告事項が1件です。まず審議事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（都市景観課 柳谷主任）

—資料1により説明—

配布している資料の説明は以上となります。

最後にご報告なのですが、先日、景観総合審議会の堀会長に部会の検討状況についてあらかじめ報告したところ、ガイドラインの内容・方向性について、引き続き検討すべき事項があるのではないかと課題提起をいただいたところです。また、景観総合審議会の堀会長に部会の検討状況についてあらかじめ報告したところ、ガイドラインの内容・方向性について、引き続き検討すべき事項があるのではないかと課題提起をいただいたところです。

いただいたご意見を、具体的に紹介すると、

- ・ 広告主の「目立つ方が良い」という信仰は市が思っているよりずっと強い。このガイドラインの内容では広告主に響かないのではないか。
- ・ 「看板」に焦点を当てすぎた結果、景観ではなく「もの」の話になっている。人は

どこから何を見て、どう評価しているかを記載すべきである。

- ・写真やイラストが、看板を正面から撮影した写真など、歩く人から見た見え方とズレている。
 - ・看板は位置が極めて重要。そもそも自分の目線より上の看板は見てすらいない。
 - ・二兎追うものは一兎も得ずということにならないように、「街なかの敷地内の看板」に内容を絞った方が良いのではないか。
 - ・悪い例をもっと集めて写真で提示すべきである。
 - ・仙台の街を良くすることが最終目標のはず。おしゃれな街が増えて、街が活性化することを目指すのであれば、内容を考え直した方が良い。
 - ・他に前例の無い非常に難しい問題に取り組んでおり、もっと深く考えるべき。
- このようなご意見をいただいたところです。

今後の進め方については、堀会長からのご意見及び本日の部会でいただく意見を踏まえながら、事務局で方向性を、改めて整理したいと考えてございます。

そのため、スケジュールについては、当初5月予定の景観総合審議会に報告する予定としておりましたが、もう一度部会を開催したのちに審議会に報告することを想定してございます。

具体のスケジュールについては改めてご連絡いたします。

○恒松部会長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたガイドラインと表彰制度についてのご意見ご質問をいただきたいのですが、まず2つに分けて伺えればと思います。前半にガイドラインのお話を伺いたいと思います。

堀会長からも指摘がありましたが、この後少しお話する時間を設けますので、まずは事前に説明を受けていることも踏まえて、皆さんがそのときに感じたことなどをいただければと思います。いかがでしょうか。

○佐々木(慎)委員

3ページの市民に好まれる広告物で、調査結果2のイラスト「湯」というものですが、根本的に広告物の許可面積を超過しているようなイラストになっていると思います。広告物オーナーに、ガイドラインで示しているのだからこれぐらいやっつけていいのかというふうに誤解を与えると良くないので、もう少し面積を小さくするか、条例違反にならないような面積でイラストを描いてもらえればと思います。

○事務局（柳谷主任）

はい、分かりました。ありがとうございます。

○恒松部会長

条例にも合わせてください。ほかはいかがでしょうか。

○高山委員

まず、1ページですが、上の絵が非常に分かりやすいと思いました。これは目次と一緒にするともったいないというか、その後のページ繰りもあるのかもしれませんが、この図だけで1ページ分取ってもいいかと思います。そのほうが、よりインパクトがあるという感じがしました。

あと、6ページの阿部蒲鉾店のところなのですが、下の写真にある店舗前で記念撮影する海外の観光客の様子がよく見えないので、そこにクローズアップしたような写真に切り替えたほうがいいのかと思います。外観ですと上に写真があり、そこから見てとれると思いますので、クローズアップしたほうがいいのかと思いました。

あと、13ページで「誰にどこから見てほしいのかを意識する」に写真がありますが、下に小さく説明は書いてあるものの、例えば上の写真が歩行者目線に立っての写真が出ていて、下は自動車目線という題があって、その下に写真が来るような、ぱっと見たときに分かりやすいほうがいいのかと思ったところです。

○恒松部会長

1ページは図と目次をまとめないで、それぞれ独立させた方が、効果があるのではないかと思います。6ページの写真は、外国の方の観光客がいらしている感じが、もう少しははっきり分かったほうがいいのかと思います。13ページについては、資料の追加が必要ということですか。

○高山委員

13ページは、ぱっと見て、その写真の意図を理解できるようにした方がいいと思います。

○恒松部会長

分かりました。事務局は資料を検討してください。

○佐々木(和)委員

全体的には、いい看板というものは周囲と調和しているもの、ということをも市民のアンケートも踏まえて書いてあって、デザイナーがつくる場合、センスが問われてくると思うので、参考になる資料だと思いました。

ただ、広告物の種類はおそらく2つ、企業が看板として広告を出すパターンと、自分で自分のお店の広告を出すパターンがあって、そこが広告を出す側としては分かりづら

くなっているかと思うので、それを同一のところで、周囲との調和などシンプルでというもののほかに、何かガイドラインがあるといいのではないかと思います。おそらく、山間部や商店街では企業広告がかなりあり、広告主としては当然目立つほうが出しやすいので、その部分のガイドラインがあると出しやすくなるのではないかと思います。

2ページのサントリーのような非常にシンプルな広告は、このほうがいいのですが、広告主としてはいろんな情報を載せたがるので、ここで完結せずに、先ほど阿部蒲鉾店のインタビューのように、SNSでシェアされることによって、もっと市民に愛されるという、長くつくることによる利点のようなことも出てくるといいのではないかと感じました。

○恒松部会長

郊外の広告を掲出するときの良い例と悪い例でしょうか。

○佐々木(和)委員

そうですね。おそらくそんなに山間部でもないのだとは思いますが。

○恒松部会長

郊外はかなり調べていただいたのですが、具体的に言いにくいですが、結構こういうのがあったのかと気づくことがあります。

○山畑委員

今、佐々木和之委員の言ったことに関連しますが、ゾーニングといいますか、その場所で違ってくるとは思うのですが、ただいまの山間部の広告の在り方と、位置づけが難しいかと思います。景観との関わりを意識すると、その周囲との関係が難しいところがあるという気がしております。分かりやすいという意味では、場所との関係だと思いますが、郊外型では難しい気がしました。

それから、14ページの歩行者の見ている範囲ということで、これは2階位までしか歩行者は見えないということですが、参考文献にある『屋外広告の知識 デザイン編』にはもう少し詳しい図が出ていたと思いますので、それに似たような形で人の視線と視野との関係ということをもう少し解説するのであれば、もう少し詳細に記述してもいいかと思いました。

それと、隣の13ページの下の写真では、自動車、運転者など、もう少しドライバー目線から見えた写真のほうが好ましいかと思います。

○恒松部会長

ありがとうございます。ほかにご意見はありますか。

では、ガイドラインで追加したらいいのではないかという意見は伺えたので、次は表彰制度についてのお話を伺えればと思います。

初動期の3年間はこちらの部会を審査体制とした取組として進めて、方向性などをもう一回見直す計画という報告だったのですが、その3年間を目指す上で、ご意見をいただければと思います。

○佐々木(和)委員

質問なのですが、制度概要の表彰対象が、広告主、デザイナー、それぞれを表彰となっていますが、これはチームとしてなのですか。

○恒松部会長

チームとして、です。

○佐々木(和)委員

であれば、デザイナーなどが、得意先から言われたときにそのままというよりも、ガイドラインに合わせてつくることになると思うので、広告主が一番ですが、同時に表彰するというスタイルでいいと思いました。

○山畑委員

この表彰制度ですが、いわゆる景観広告賞という位置づけになっており、応募する側が少し分かりづらい点が気になります。広告を出しているが、自分の広告が該当するのかが判断が難しいことを懸念されている自治体もありましたし、逆にあまり要項を細かく詰め過ぎてしまうと、該当しないと思われ応募を控えてしまうということもありますので、この応募要項の表現、どういうものを求めているのかを今後詰めていくには、現状アイデアはありませんが、文言の内容が重要だと思います。

○佐々木(慎)委員

景観広告賞というネーミングは全国的に見ても多いとは思いますが、しかし、確かに、どの広告を出していいのかというのは、私は会議に参加しているから分かりますが、参加していない側として分からないと言われたら、確かにそうだと思います。

○恒松部会長

ガイドラインを示して、例えば今は採点表がありますが、具体的にどれが何点などではなく、こういう項目が表彰の対象になりますというのが明文化されたら、少しは合致するかなど判断できますか。

○佐々木(慎)委員

そうですね。それと、景観広告となっているので、全ての外観を含めた看板を評価するのか、看板単体で評価するのかというのは、施工側としては迷うと思います。前者なのでしょうが。

○恒松部会長

募集するときに、写真のアングルを指定されれば理解しやすくなるかもしれないですね。

○佐々木(慎)委員

そうですね。建物外観、周囲を含めた全景なのか、看板の全景なのか、拡大など、何かその辺が明記されていれば分かるかもしれません。

○恒松部会長

公開する資料をみないと分からないところがありますので、募集する時点でもう一度見直す必要がありますね。事務局はこれから案をつくるのですか。

○事務局（計画部 門脇参事）

はい。今日お示ししたのは、ガイドラインがどう生かされているかが全く見えない中でガイドラインを議論していただくのは忍びないと思い、まだ生煮えですが、イメージをお示しし、ガイドラインの審議をお願いしたいという気持ちでございました。

○佐々木(慎)委員

他県の写真を載せるなどして、写真の撮り方などが分かりやすいように、応募要項に載せてもいいと思います。

○恒松部会長

今示された、これも審査方法もまだこれから議論の対象だと思うのですが、一次審査、二次審査の流れなどはいかがですか。

○山畑委員

この一次審査を事務局で議論するということで、自家用広告物の場合、条例違反していないかのチェックも必要になりますよね。どのぐらいの応募があるか分からないですが、そこがまず基本になっている。応募が多いと少し大変かと思います。

○高山委員

審査の流れの前に、概要のほうでよろしいですか。当然全体や周辺とお店の調和は大事だと思うのですが、例えば12ページ左上などで謳っているように看板として非常に優れているのだが、お店はごく普通であることもあれば、17ページの上の写真のように看板というよりも店構え全体でお店をイメージしているものなど、扱いが少し違うと思うので、先ほど指摘がありましたが、もしかすると部門を設けたほうがいいのかと思います。

それと、募集対象がおおむね5年間で設置されたものとなっていますが、これは例えば1回目だけか、もしくは初動期だけなのかもしれませんが、期間制限を取り払ってもいいかと思います。例えば、先ほど評価された阿部蒲鉾店だと5年か10年位経っているかと思うので対象外になってしまいます。5年より前でも良い事例がたくさんあるので、そこは少し工夫が必要かと思います。

○恒松部会長

部門をつくるという話は、事務局は考えていますか。

○事務局（門脇参事）

まだ検討はできていません。先ほどの佐々木和之委員の独立看板のようなものと、自社の自分の店舗の看板と違うというような議論と多分通じる部分があるのですが、まだ整理ができていませんでした。

○恒松部会長

それは検討していただいて、多分周囲との関係でやれるデザインとやれないデザインがあると思います。

あと、対象が過去5年というのと、これはパイロット版の3年間というよりは、それ以降も継続するというイメージですか。

○事務局（門脇参事）

そうですが、確かに今、高山委員のお話を聞いていて、もっともだと思っけていて、考えさせていただければと思います。

○恒松部会長

先ほどの山畑委員の話にもありましたが、自分たちの広告物が対象ではないと思って見送ったときに、その制限が外されているのが初年度だけだと多分逃してしまう可能性もあるので、初動3年間は少し限定的に様子見も含めて外すというのもありかと、お話を伺っていて思いました。それで、本格的に動き出して制限がないと古いのがどんどん

出てきてしまうので、その制限のかけ方をご検討いただければと思います。

○佐々木(慎)委員

せんだい景観広告賞という名目に「屋外」という言葉は入れなくていいのですか。

○事務局（柳谷主任）

今は呼びやすさを重視し、タイトルをこのような形にしています。応募の要項などでは屋外広告物という形が入ると思っております。

○恒松部会長

地下に掲出している広告物は屋外なのでしょうか。

○事務局（門脇参事）

建物の内部で、特定の方だけになると、少なくとも条例で規制する屋外広告物とは少し違うことになります。

○恒松部会長

地下鉄の自由通路はどうですか。

○事務局（門脇参事）

一般公衆に見せるための広告物となると、それは屋外広告物に入ってくると思いますが、例外的な取扱いになるかと思えます。

○恒松部会長

切りがないと言えば切りがないですね。

○佐々木(慎)委員

切りがないです。例えばアウトレットで、道路側に面するものは屋外広告物になりますが、内側は、外に設置しているものの内部向けという扱いになります。あくまでも外から、道路から見える看板という感覚なので、その取り扱いが少し難しいですね。

○事務局（門脇参事）

例えば地下鉄のラッチ内から見るのは、少なくとも条例の規制の対象にはせず、屋外広告物とはしていません。その辺りは少しグレーの部分があります。

○恒松部会長

だから掲出されても対象にしないということになるのですね。

○高山委員

この目的は、まちの景観やまちづくりなどの視点からすると、外に出ているまちの景観に寄与するものという捉えとなり、地下自由通路のなどはまた別でいいのかという感じもします。何かどこかで線を引かないとならないと思います。

○恒松部会長

私から確認なのですが、この採点表は点数が示されていますが、項目ごとに点数を入れ、加算して、合計40点など、そういうイメージになるのですか。

○事務局（柳谷主任）

今は、加点方式で考えていますが、その1の中で40点、それを分節して細部化するというイメージは今のところありません。

○恒松部会長

項目ごとに加点していくのですか。40点の項目だったら、大まかに36点、20点などという感じになりますよね。絶対値でなくてもいいのですが、ある一定の再現性が欲しいですね。例えばこの広告が今回30点だったが、翌年採点すると20点になってしまうというような評価項目だとあまり具合がよくないというか、出品されたほかの対象によって評価がぶれるのはあまりよろしくありません。オリンピックのようなスポーツ競技ではないので、この年は当たり年で、この年は外れ年だったなど、こういう表彰制度でありぶれるのはよくない気がします。

○事務局（柳谷主任）

今は表に大きな枠だけ示していますが、内部審査用には審査の軸がぶれないように、どのように審査表などを作ればいいのかというのを引き続き検討していきたいと思います。

○佐々木(慎)委員

点数は低いほうがいいのではないですか。40点などでなくて、10点など。そのほうが軸をつくりやすいのではないですか。もしくは1-1で何点、1-2で何点というようにもう少し細分化していかないと、軸が大き過ぎて分かりにくくなると思います。

○事務局（門脇参事）

そうかもしれません。例えば1-1と1-2で、最初のお話にも少し含まれますが、

いわゆる野立て看板のようなものの扱いで、建物と調和していないような場合にどうするのかなど、そういったあたりを事務局のほうで整理させていただければと思います。

○恒松部会長

そうすると、部門で分かれていれば、あの部門はこの評価項目を使わないなどというのできるということですか。

○事務局（門脇参事）

はい。そうなる可能性はあります。

○恒松部会長

ある状況を想定して項目をつくり、山間部はこの項目とこの項目が評価対象になります、街なかはこれとこれ、といった感じで、星取表のようになっている、それを見られるようにするとはっきりしますね。応募者がどの部門に出すかを選ぶことができれば、本意でないほうで評価されることもなくなり、評価しやすくなります。

○事務局（門脇参事）

今事務局で悩んでいるのが、いわゆる郊外部の看板です。こういう看板が消費者に響き、景観的によい、だからこうしようという作り上げをするときに、郊外部の看板でこれがいいのではないですかという提案が、見つけられていません。よくない事例はたくさん見つけられるのですが、部門の課題にも共通しますが、悩んでいるところです。

街なかであれば、街なかに賑わいももたらし、こういうのはいっぱいやってみようというのはいろいろ見つけられたのですが、相当、仙台市内と市外も含めて見てきたつもりなのですが、郊外部となった瞬間に、なかなかそれが見つけられないというのが、今のところ我々の悩みです。

○恒松部会長

いい例がないのですか。

○事務局（門脇参事）

非常に少ないです。

○佐々木(慎)委員

例えば泉ヶ岳に行く途中に店舗の看板がありますが、周りはその一店舗しかなく、そこで看板が立っている。そうしたら山間部で応募するのか悩むかもしれないですね。あと温泉街、仙台市の中だと秋保、作並など。それは山間部なのかどうなのか。そこは少

し何とも言えないです。部門でいうと商業地に当てはめていいのか。

○事務局（門脇参事）

もう一度我々事務局のほうで市内をもう少し回り、ほかの都市の事例も勉強させていただいて、郊外部の看板の扱いを整理させていただければと思います。

○佐々木(和)委員

むしろ郊外もそういう状況であれば、エリアを分けなければいいのではないのでしょうか。今いいものがないということではないので、むしろ都心部を含めてこれがいいものだというものを広めていくことによって、山間部もそれに引っ張られるような誘導をしていくしかないのではないのでしょうか。多分そこに置く理由が、例えば旅館であれば目立たなければいけないということではないので、そこを変えていくしかないのではないのでしょうか。見る目的が山間部とは違うのではないのでしょうか。山間部部門をつくるとおそらく大変です。

○佐々木(慎)委員

そうですね。野立てが基本、要は野立て看板が多いですが、ただ、中にはいい看板があるかもしれません。

○佐々木(和)委員

それはおそらく、一ついい看板があったらそこを表彰すれば追随するのではないかと思います。

○佐々木(慎)委員

出す人がいないだろうという気がしますね。

○恒松部会長

事務局で検討いただき、部会にご提案をいただきたいと思います。

○高山委員

今お伺いしていて、堀会長のご意見も聞いて、この初動期だったら全部に広げず、あえて街なかだけに絞るなどというのはありますよね。それから少し状況を見ながら郊外などに広げていくなど。まずは小さくスタートしてもいいのかもしれないですね。

○佐々木(慎)委員

やまがた広告景観コンテストは地域を限定していましたか。

○山畑委員

限定していませんね。

○佐々木(慎)委員

基本はしてなくて、コンペ作品だけは地域限定でしたよね。

○山畑委員

そうですね。

○恒松部会長

街なかも多分、ファサードデザインとするのか、ここは掲出されている広告物の対象と周辺との関係ですごく変わってくると思うので、部門の検討は継続的にしたほうがいいと思います。自社でデザインして、ファサードをつくって看板も掲出できれば、トータルデザインが同時にできますが、店舗として入って看板を出すということになると、やれることとやれないことがある。そこは少し切り分けないと、不公平になるかもしれません。うちのほうがセンスあるのにファサードと一体にできないからこういう結果になった、のようにならないほうがいいと思います。

ほかに表彰制度のご意見はよろしいですか。

では、堀会長から幾つかご意見があって、ガイドラインの話でいくと、少し複雑になり過ぎているというご指摘があって、先ほど高山委員から話があったように、絞り込んではいかがかという話があったようです。

私は事務局から情報をいただいている、この中で例えば先ほど話をしている建物の正面のデザインと広告と、自分たちでコントロールできる敷地内のものだけに絞り込んでこのガイドラインをつくるのがいいのではないですかというようなお話だったように理解をしているのですが、私の個人的な見解になりますが、広告物とはファサードデザインだけではなくて、野立て看板もあるし、建物の側面に掲出するような看板もあるし、先ほども申し上げたように自分で全部コントロールできる店構えだけではない。例えば、正面のデザインコントロールというのは、1階に自分の建物の出入口がある人はコントロールできるのですが、2階や3階にお店がある人は、何もできないということになって、広告が出せないとなるとあんまりよくないというのもあって、これは盛りだくさんになった状況になっていると認識をしています。

そこだけ切り取ってしまうと、それ以外の広告についての指針が示せないことになってしまいます。これは事務局からお話をいただいたときにご提案したのですが、いろんなデータや資料など取りまとめもうまくいっているのでも、今回まずは部門を整理して、ファサードデザインなどについて注力し、ほかの広告については、章に明確に分けて、継続的にガイドラインをつくるときに、視点も分けて進めたらどうかと思ってお話を聞

いていたのですが、いかがでしょうか。ここはあまりやらなくてもいい点や不足点などもあったりしますか。私はファサードだけに絞ってしまうのはすごく危険だと感じているので、やはりこの内容全体を少し残す形で、もう少し構成を検討いただくのがいいという気がしています。

先に意見を言ってしまったのですが、それ踏まえて、ご意見をいただければと思います。順番がずれてくるので、出せるもの出せないもの、少しボリューム感が変わってきてしまうかもしれないですが、そのあたり会長のご意見を聞いて感じていることなど。

それから、悪い例の写真を他都市でもいいから出してはどうかというお話もありましたが、私は激しく反対をしています。理由ははっきりしていて、仙台市が例えば盛岡の悪い例を使ったとなつて、それをSNSなどで上げられてしまうと、もう仙台市は弁明の余地がなくなります。ガイドラインにその例を出した、それを悪いと言っていると言って、直接関係なかったかもしれないけれども、それはまずいので、駄目ですというお話をしています。事務局のほうもたくさん情報が入ってきて、今若干パニックになられていると思うので、少し整理してほしいというところもあります。

それで、皆さんそれぞれ細かいお話は今日初めて聞いたような内容が多いと思いますが、事務局で一回このガイドラインを次の審議会にかけるというので、変更するというお話がありましたが、いま一度整理し直していただいて、また皆様方に個別にご相談に上がると思うので、それを踏まえてまたご意見をいただければいいと思います。

今ここで皆さんにご意見いただいた内容については、事務局でもう一回精査していただくのはもちろんなのですが、審議会の基本方針もありますので、この形とは違うデザインになる可能性は大いにあるのですが、審議会にご意見をいただきながら、事務局で進めていただくということで提案をしたいのですが、いかがでしょうか。

○高山委員

ファサードデザインなどはすごくいい例が示されているのですが、やはり看板広告はなかなか難しいですね。実際、優れたデザインというより、どう主張するかみたいところが強いので。

○佐々木(慎)委員

そうですね、お客さんは、住所などは入れなくてもいいが、店名、行き先、電話番号など、大体それは入れてくれと要望があります。

あと、お客さんによっては目立つ色がいいというのがあって、ただハレーションを起こすような色は、極力デザインの段階で、これはやめたほうがいいですよとみんな言っているから昔よりはだいぶ少なくなっているような気がします。特に郊外の野立てですか、4号線バイパスの貸看板等は制御しようがなくなっているのは事実です。

○高山委員

それでいいデザインというのは難しいですね。

○佐々木(慎)委員

その中にシンプルな看板などいい看板も確かにあるでしょうから一概には言えないのですが、割合で言うとやはり目立つ看板はるかに多いですね。

○山畑委員

今お話がありました9ページの郊外型の幹線道路沿道ですね。景観などの規制だと、このあたりの広告の質を上げたいなということが多々あると思いますので、このガイドラインの中身で、こういう広告が求められているのだというヒントが広告主に伝われば、それで少しでもよくなってくると思いますので、街なかはやはりいろいろなタイプがあると思います。郊外型や山間部も難しいのですが、このあたりの在り方をこのガイドラインに入れておいて、いいものをつくって検討していただくために役立つものになってほしいと思います。

○恒松部会長

分かりました。店舗デザインを含む広告はセンスのいいものが多いです。ですから、よくない例はどちらかというこの沿道のほうだと思っていて、本当はこちらをなんとかしたいなという気持ちがあります。ただ、あれは駄目、これは駄目という規制ではないというのが審議会からいただいているお題であるので、悩ましいところは残りますが、山のような宿題をもらっているようなので、事務局で整理してご提案いただきたいと思います。また、部会の委員にもそのあたりを踏まえて、変える点や悩んでいる点を出していただければと思います。

次に、報告事項です。屋外広告物の安全点検に関する規制の見直しについて、事務局からお願いいたします。

○事務局（都市景観課 板垣主査）

—資料2により説明—

○恒松部会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました見直し案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○佐々木(慎)委員

この部会の前に宮城県と話をしており、基本的な考えは市と県で同じ考えで、県の担

当者は様式を合わせていきたいなどと言っていたのですが、細部についてはやはり違うところが結構あったので、その辺りについては密な打合せをしてもらい、極力合わせていただければと思います。

それから、この事例2と3というのを見てもらえば分かるのですが、いずれも許可不要物件で、このような申請をしない物件は結構あり、要は表示面積が15㎡未満であったり、工作物でない看板等に関しては役所に申請をする必要がないものがあります。それを今までは安全点検をしなければいけないという感覚を誰も持っていないし、誰も周知していません。ですので、何か周知しないと駄目なのではないかという話をしていて、看板屋に文書等を送るだけでもいいのですが、それだとなかなか他の団体にも周知しきれないので、例えば商工会議所や町内会にお願いするなどをしていかないと、許可申請不要な物件に関してはそのまま点検も何もせず、となってしまう可能性があるので、先ほど県に言ったのですが、何かいい方法を考えていただきたいと思います。

あと、内容は、基本は同じようにしていただければ、我々はすごく助かるのでいいと思います。

○恒松部会長

双方の案を見て、まだ大分違いがあるのですか。

○佐々木(慎)委員

大分近づいたような気はするのですが、県はなかなか条例を簡単に改正できない。市もそうなのでしょうが、県のほうが難しそうな感じがしたので、逆に市が歩み寄っているような感じがしていますが、それならそれでと思います。県に少し強く言ったのですが、なかなか県は首を縦に振ってくれません。

これに付随して、点検する有資格者の項目を県と市で合わせてもらいたいと思います。あとは、その内容について、有資格者が、この人はいいがこの人は駄目なのではないのかなど、その辺を今後少し話してもらえればと思っています。

○恒松部会長

今後、県との調整はまだされるのですか。

○事務局（板垣主査）

具体的な様式など細かいところは、今もまだ継続で話をしているところですので、今後も引き続きやっていきたいと思います。

○恒松部会長

今お話のあった周知方法などというのは、何かあるのですか。

○事務局（板垣主査）

具体的な話はまだ詰めておりませんが、県も審議会が終わってから本格的に詳細を市と詰めていくこととなっています。市だけ先行してもまとまりませんので、本日の話を踏まえて、今後一緒にやれるところをやっていきたいと思います。

○恒松部会長

より安全側によくしようというのがあるんですね。

○佐々木(慎)委員

仙台市はまだそんなに表立っていないと思いますが、宮城県では去年、6件、7件事故があり、けが人がいないのでまだいいのですが、フェンスなど物が2件ぐらい壊れているところがあるようで、それも見せてもらいました。

○恒松部会長

事故はどこにでも起こりそうな気がします。

○佐々木(慎)委員

今は地震が多いし、風も昔よりも強いので、そういう危険は結構あります。

○恒松部会長

それらは許可不要物件なのですか。

○佐々木(慎)委員

1件は許可を出していたようです。

○恒松部会長

許可不要物件の把握はできないのですか。

○佐々木(慎)委員

できないですね。それを県と話をしている、どうするのかと聞いたら、「パトロールします」と言っていたのですが、仙台市と違って、宮城県は県全域ですから、無理ではないかと言いましたが、それで、許可不要の看板はやはりつくる側と掲出する側への周知しかありません。なので、それをいかに周知するかというお話をしました。

○山畑委員

今の話に加えますが、仙台市は少ないかもしれませんが、空き家など、管理がされて

いないようなものが特に危ないと思います。それが広告物扱いなのか、単なる工作物になっているのかというところの扱いと、そこに対する自治体を含めての周知ですね。やはりこれといった方法がなかなかないので難しいのですが、それも含めないと危ないものが放置されている状態となってしまいます。

○佐々木(慎)委員

そうですね。昨年もタウンミーティングが石巻であったのですが、空き家と思われる物件の看板などが危険な状態で、報告としては撤去しないと危ないとしましたが、結局は石巻市が対応するしかない。建物自体も危ないものもあり、それは今後どうなるのか分からないのですが、空き家法など、何かあるのですよね。

○事務局（門脇参事）

そもそも建築物についている看板は落ちてはいけないというのは建築基準法でも規制しており、建築行政と広告物行政とが一緒に取り組む形が理想かと思います。私もその石巻の物件は見ていますが、報告を受けていないので、その後どうなったかは分かりません。

○恒松部会長

現行は、その工作物は自治体でやるのですか。

○事務局（門脇参事）

そうですね。石巻市の場合の扱いは分かりませんが、仙台市は全部所管事務が仙台市なので、すごく分かりやすいです。

○佐々木(慎)委員

宮城県だと、石巻の看板は東部土木事務所の管轄になっている。建物は石巻市か。

○事務局（門脇参事）

石巻市だと思います。

○恒松部会長

これを伺ったときに、国でないと分かったときは、個人的には衝撃だったというか、安全管理の問題に国が何も言わないのかと思いました。安全なものになるようお願いします。

では、協議を引き続き進めていただき、提案のあった周知方法などを確認していただければと思います。

本日の議事はこれにて終了して、進行を事務局にお返ししたいと思います。

3. 閉 会